

むつ市議会第224回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成27年6月18日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第42号 むつ市道の駅整備基本構想策定委員会条例
- 第2 議案第43号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第44号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第4 議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第5 議案第46号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第6 議案第47号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第7 議案第48号 平成27年度むつ市一般会計補正予算
- 第8 議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第9 議案第50号 工事請負契約について
(市立脇野沢小学校建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第10 議案第51号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第3分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第11 議案第52号 財産の取得について
(むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第12 報告第7号 平成26年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第13 報告第8号 平成26年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第14 報告第9号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書
- 第15 報告第10号 平成26年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第16 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第17 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市市民協働まちづくり会議条例及びむつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例)
- 第18 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第19 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 第20 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第21 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第22 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第23 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例)
- 第24 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)
- 第25 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第26 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第27 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算)
- 第28 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第29 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第30 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

舎設長
庁建
畑業
大産課
務部課幹
策務
設策
建都政主
保福介福主
社社主
健部護課査

山 村 英 樹
杉 澤 一 徳
黒 澤 幸 太 郎
菊 池 円

育会局長
員務課
務
総政総情主
教委事総主
務部合課幹
育会局課幹
務部課査
策務主
総政総主

高 杉 俊 郎
長 尾 寿 和
畑 中 涉
栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

柳 田 諭
佐 藤 悦
村 口 一 也

次 長
主 幹
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第30 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第42号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第42号 むつ市道の駅整備基本構想策定委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 3点ほどお聞きいたします。

まず、この策定委員会の審議内容ですが、これは情報公開というのはどういうふうになっているかということです。また、傍聴はできるのか、審議内容はホームページに公開したりするのかです。

2点目としては、構想を策定するというふうな文言になっているのですが、これはどういうことかということをお聞きしたい。というのは、ただ建物の外観のみの検討をするだけで、例えば財源だ

とか費用対効果、あと収入と支出はどうなるのか、あと維持管理費はどうなるのか、こういうことのむつ市財政に与える影響はどうか、こういうことも検討する委員会となるのかどうかということをお聞きしたい。

3点目ですが、地域振興に関する識見を有する者というのも委員にすることになっておりますが、これは大体どういう人を想定しているのかということをお聞きしたい。私としては、できればこういう方は2名以上委員に入れてもらえればいいなと思うのですが、そこの考え方をお聞きしたいと。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

委員会の会議は公開といたしますので、傍聴は可能となります。審議内容につきましては、開催ごとに概要をまとめ、市ホームページにおいてお知らせする予定となっております。

次に、むつ市道の駅整備基本構想策定委員会では、道の駅に係る運営コンセプト、施設の機能、規模、配置といった整備計画、管理運営方法等を検討、協議することとしております。議員ご指摘の部分は、別途関係部署と検討を進めることとしております。

3点目のお尋ねですが、条例第4条第1項第3号に掲げる地域振興に関する識見を有する者とは、まちづくりや地域づくりへの高い関心と意欲、すぐれた見識を有し、コーディネーター等地域づくり活動などで活躍されております方1名を想定しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 2点目の財源だとか費用対効果に関する再質疑ですが、管理運営云々と

かと、そういうふうな答弁でありましたが、もう少しこのところを詳しくお答えしてもらいたいなど。本当に一つ箱物をつくると、どうしても維持管理、そういうのが生じると。できればそういうものが市の財政に影響を与えないように全て黒字で運営されれば一番いいのでありますが、そういったところもきちんと議論するのかどうかということです。私は、昨日岩手県紫波町のオガールプロジェクトというのをちょっと紹介したのですが、そこでは本当に費用対効果というのをきちんと議論して、赤字にならないようにというふうな形で箱物を建設しているというふうな実態がありますし、これからの自治体にはそういうところが求められるのではないかなというふうに思っておりますので、そのところをもう少し詳しく答弁してもらえればなというふうに思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お尋ねにお答えいたします。

ただいまの部分に関しましては、財源、費用対効果、収支、管理運営、そこら辺の収支バランスという部分のお話かと思いますが、その部分につきましては、関連する市役所内の部署において協議、検討する予定としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 関連する市の部局でそのところは協議するというのですが、私はやっぱりそれではだめだと思うのです。以前北の防人のときも、ワークショップでいろいろ議論したのですが、私はそこに参加した方から聞いたら、財源のことは一切議論に、テーブルにのらなかったということを行っているのです。結果的には13億9,000万円のお金を支出して、今完成ほぼ間近ですが、これからどうなるかわかりませんが、そういう財源のことが一切テーブルにのらなかったとい

うことを言って、私はそういう議論ではやっぱり片手間ではないかなというふうなことを市民と議論をしておりました。やっぱりそういう委員会になって私はまずいと思うのですが、そのところをもう少し財源も含めてその委員会、この事業はどのくらいまで、例えば行政視察に行ったところは15億円で道の駅を建設したとかというふうな報告があるのですが、そのところ、上限は10億円ぐらいの規模にしようとか、そのくらいまでふたをかけるような委員会の議論の進め方を私は要望するのですが、そこら辺はきちんとしてもらいたいと思うのですが、再度ちょっと答弁お願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、庁内の組織及びこの委員会におきまして、その部分につきましてはしっかりとやっていく予定としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第43号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第43号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤

孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第43号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

その前に、私は民生福祉常任委員会の委員でありまして、本来委員会付託されることに対する質疑はできるだけ避けるように議長から指示されていますが、市長からの答弁を求めたいという理由から、議長におかれましては特段の配慮をお願いしたいと思います。

まずこの議案は、閉鎖されている市民体育館用地を一部事務組合下北医療センターへ貸与するための条件整備のため、むつ市民体育館の用途を廃止するというものであります。体育館用地を下北医療センターへ貸すということになった経緯を下北医療センターの実情を含めて説明を願いたいと思います。

また、貸すということは、建物の解体から土地の整備、または賃貸契約などが予想されますが、財源とか双方の負担割合など、今後の計画についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、市民体育館用地を一部事務組合下北医療センターへ貸与することとした経緯についてですが、むつ総合病院で計画されています人工透析施設の建設に伴い、体育館用地をむつ総合病院の駐車場用地として使用したいというふうな申し出が下北医療センター側から市にありまして、これを検討した結果、新体育館の建設用地として適地ではなく、病院用地として利用するのがふさわしいと判断したものであります。

今後の計画につきましては、本議案をご議決いただければ、下北医療センターと土地使用貸借契約を結ぶことになります。下北医療センターでは、今年度に市民体育館を解体し、平成28年度に駐車

場として整備する計画としております。事業費につきましては、下北医療センター当初予算で体育館解体に係る経費として9,544万円を計上し、財源につきましては病院事業債を充当する予定となっております。

市の負担につきましては、繰り出し基準に基づき元利償還金の2分の1を負担することになります。

以上です。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 前議員と同様の質疑内容ですので、質疑は取り消させていただきます。

○議長（山本留義） 次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 今の回答の中にも一部あったのですが、条例改正によりまして、新体育館は旧庁舎付近、金谷地区には建設されないと考えているのか。前の答弁ですと、適地ではないというふうなこともお話ししておりました。また、加えて適地ではないと判断した理由も含めてお答え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 新体育館の建設候補地につきましては、今年度作成いたします基本構想策定過程で検討を重ねたうえで選定することとしております。現在の市民体育館の場所に新体育館を建設するには、駐車場確保などの点を考えますと、用地面積から手狭であり、新体育館の建設場所としては適地ではないという判断に至ったところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、あの場所から庁舎も体育館もなくなって、ちょっと寂しいなという気はしますが、新体育館の建てる場所、これ

に対しては、市長が常々言っておりますコンパクトシティの考え方を踏まえて新体育館を建てる場所というのは選定されるというふうな考え方よろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

当然コンパクトシティということもございませうけれども、新体育館の建設用地、建設候補地につきましても、現在複数の候補地を検討しているところでございます。ただ、用地の話でございますので、交渉相手がありますことから、今年度策定いたします基本構想において検討を重ねたうえで選定することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第44号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第44号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第46号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市固定資産評価審査委員会の委員が辞任したことに伴い、後任の委員に鴨澤信幸氏を選任することについて、議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号はこれに同意することに決定いたしました。

◇議案第47号

○議長(山本留義) 次は、日程第6 議案第47号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に澤畑正敏氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇議案第48号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第48号 平成27年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第48号 平成27年度むつ市一般会計補正予算について、1点だけ質疑させていただきます。

諸支出金であります。下北医療センターへ100万円、これは人工透析施設を整備するための負担金として繰り出すという提案理由の説明がありました。この人工透析施設について、下北医療センターの関係事業だということで、むつ市議会にはほとんど説明がないため、その全容がわからないということもありまして、具体的にどんなことなのかを説明願いたいと思います。

○議長(山本留義) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

人工透析施設整備事業の具体的な内容についてでございますけれども、むつ総合病院の人工透析施設整備事業につきましては、下北地域保健医療圏域における透析患者数の増加によりまして、圏域外での治療を余儀なくされている状況を早期に解消し、圏域内で透析を必要とする方々全てが地元で治療ができるようにするために新たに人工透析施設を建設し、透析病床数を現行より20床増の

50床とするものであります。

施設の内容につきましては、2階建て、床面積は1階、2階それぞれ800平方メートルで、1階は人工透析室、2階は看護管理室、地域連携室、会議室、事務室等とし、事業費は平成27年度、平成28年度の2カ年で約9億円の予定となっております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） ということは、平成28年度完成、平成29年度から運用ということで間違いないのか。そして、今回は負担金100万円ですが、今後それ以上の負担額になるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

スケジュールについては今ご指摘のとおりで、平成28年度中の完成を目指して、あくまでも目標でございますけれども、これで今鋭意努力をしているというところでございます。

また、今回の負担金につきましては、これは一般の方からご寄附をいただいた分を、これを病院のほうに支出しているというところの予算でありますので、その点をご理解をいただきたいと思えますし、また具体的なこれからの、今後のむつ市からの支出、繰り出しについては、少し詳細について担当のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） この事業費は、平成27年度、平成28年度の2カ年で9億円という予定となっておりますことから、市の負担分につきましては、繰り出し基準に基づき元利償還金の2分の1を負担することとなります。このうち45%につきましては普通交付税措置がありますことから、この分を考慮しますと、平成29年度から平成33年度までは各年度約1,300万円、平成34年度から平成

58年度までは約900万円の負担となり、トータルで約2億9,000万円の負担となるものと試算しております。

以上です。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 歳出の第2款総務費の社会保障・税番号制度対応事業費関連についてお尋ねいたします。

今いろいろ問題になっているマイナンバーのことなのですけれども、これの制度の導入のスケジュール等についてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

本年10月に個人番号の通知カードを住民票を有する国民全員に対して住民票の住所に送付し、希望される方には来年1月から個人番号カードの発行及び利用ができるようになります。

なお、システム面については、社会保障・税関係のシステム改修後、来年1月には運用テストを始め、平成29年7月から他自治体等とマイナンバーを介しての社会保障・税関係の情報連携が可能となる予定となっております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） それで、繰り返しますけれども、いろいろ問題になっているということで、このマイナンバー導入のメリット、デメリットを考えられる範囲でご報告願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） メリット、デメリットということについてお答えいたします。

マイナンバー制度は、先ほど申し上げましたように、実質的には平成29年7月から運用開始となる予定でありますけれども、運用開始となった場合は、メリッ的なものとして3つほど挙げられ

ております。

1つには、所得情報や他の行政サービスの受給状況が把握できるようになることから、不当な受給や負担を免れることを防止することが可能となる公平公正な社会の実現、また2つ目には、情報連携の開始に伴い、社会保障関係などの給付申請をする場合の添付書類が不要となることによる国民の利便性の向上、そして3つ目として、窓口事務の効率化などの行政の効率化ということが挙げられると思います。

また、デメリットとしては、個人番号が不当に集められ漏えいした場合の被害が甚大となることが懸念されておりますので、そのようなことがないよう、制度面とシステム面の両面から個人情報保護対策を講じております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） メリットはいいとして、デメリット、今いろいろ言われました。それで、今年金の情報漏えいだとか海外でのマイナンバーの情報漏えい事例等がいろいろ多々報道されておりますけれども、むつ市のセキュリティーについてはどうなのでしょう、そこら辺をお尋ねします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 個人情報の保護の対策ということにつきましては、まず制度面では番号を含む個人情報、これは特定個人情報というのですけれども、それを収集したり保管したりファイルを作成するという事は禁止されます。

また、国のほうで特定個人情報保護委員会なるものが組織されるわけですが、特定個人情報の取り扱いを監視監督する組織となりますし、自治体はそれぞれ特定個人情報の取り扱いを自ら評価する特定個人情報保護評価というのを実施して、特定個人情報保護委員会へ提出、公表するという仕組みになっています。

さらに、罰則も強化されまして、何重ものセキ

ュリティー対策が講じられることとなっております。

また、システム面では、個人情報を国等で一元化せずに各機関ごとに分散管理をすることや、情報連携の際にデータを暗号化すること、それからアクセスできる人の制限を付すなどの対策が講じられることとなっております。これら国の個人情報保護対策に加えまして、個人番号の利用による新たな事務のフロー、流れを各担当で作成することとしておりますほか、パスワードによる担当者のアクセス制限を強化するなど、これまで以上に適切な事務処理を徹底することで情報漏えい対策を講じていきたいと考えております。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） 1点目の通知カード・個人番号カードに関連する事務委任交付金についての中身については、ただいまの同僚議員の質疑でわかりましたので、これは割愛させていただきますが、まず委託業務でありますけれども、これはどこに委託するということになるのか。

それから、もう一つは、個人番号を取り扱う前に安全体制をチェックする特定個人情報保護評価というものが必要だというふうにされていますけれども、これは実施されているのかどうか、まず伺います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 社会保障・税番号制度対応事業はどこに委託するのかという1点目のお尋ねにお答えします。

まず、補正予算書の中で10ページの歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第20目経営改善費の委託料2,153万3,000円につきましては、マイナンバーを通知し、個人番号カードを作成、発送する業務を地方公共団体情報システム機構へ委託す

るものであります。また、その下にございます第22目情報管理費の委託料6,067万5,000円は、住民情報システム改修及び番号制度対応セキュリティシステム構築作業を委託するものでして、その下の第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費の委託料64万8,000円は、障害者福祉管理システム改修業務、その下の第3項児童福祉費、第3目児童扶養手当措置費の委託料204万8,000円は、児童扶養手当システム改修業務及び第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費の委託料825万6,000円は、健康管理システム改修業務を委託するものでありまして、既存システムを構築したそれぞれの業者へ委託することとなります。

それから、2点目の特定個人情報保護評価ということにつきましては、運用開始となると同時に、各自治体でそういうふうなことをやっていくということになりますので、その詳細についてはまだ詰めている状況でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） そうすると、今答弁があったように、まだ自治体としては保護評価の部分では確立されていないと、これからだということですね。だとすれば、もし確立されていないとすれば、いつまで確立するようになるのか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 正確に申し上げますと、平成29年の7月からそういうふうな情報の連携のシステムが稼働するということになりますけれども、住基システムについては評価し、公表するということになりますので、平成27年3月の時点で、そこのところは措置しているということでございます。

○議長（山本留義） 総合情報課長。

○総務政策部副理事総合情報課長（瀬川英之） ただいまの部長答弁に補足させていただきます。

システム改修のほうなのですけれども、保護評価のほうにつきましては、システム改修をするごとに、その各システムごとに評価を進めていくということになります。したがって、先ほど答弁のありました住基システムにつきましては、既に改修のほうは終えておりますので、評価のほうも終えて公表しているということになっております。

以上です。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 先ほど個人情報漏れの問題で、幾重にもそういうチェックするものが配置されていると。したがって、保護対策はやられているというような意味の答弁があったように思いますけれども、今、日本年金機構の125万人分の情報漏れ、それから東京都の商工会議所の会員の情報漏れと続々と出てきております。端的にお聞きしたいのですけれども、これは情報は漏れないという安全神話は言えないですね。この点を一言でいいですから、お聞かせ願いたい。

○議長（山本留義） 総合情報課長。

○総務政策部副理事総合情報課長（瀬川英之） 何事にも完全ということはなかなかありませんが、対策等は既に講じてありますし、日本年金機構の場合ですと、インターネットに接続したほうに情報を移していると。本来あってはならないことをしております。本市においては、そういったことはしないようにということで周知は徹底しておりますので、現状におきましてはないと、安全だということは言えると思います。

以上です。

○議長（山本留義） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 4点ほどお聞きしたいと思います。

補正予算の10ページで今話題になっておりましたマイナンバーについてですが、この社会保障・税番号制度事業費、いわゆるマイナンバー制度事業費の収支のほうをお聞きしたいなと。国から補助が幾らあって、むつ市の負担は幾らになるのかというのをお聞きしたいなと。私が見る限りでは、1億円近くがこの事業を構築するために支出されていると。しかしながら、国からは4,400万円しか来ていないのではないかと。そうすると、むつ市の負担は6,000万円近くという、こういうことになるのかというのをまずお聞きしたい。

同じ10ページであります、上のほうの原子力広報調査対策事業費136万5,000円とは、これ中身をちょっと教えていただければと思います。

11ページですが、田名部まちづくり株式会社の出資金であります、80万円ほどですね。しかしながら、田名部まちづくり株式会社の実体が我々にはわかりません。役員名簿が載った封書なんか、「よろしくお願いします」というふうな形でそういうものが届いておりますが、そのぐらしか情報がありません。ですから、この会社の実体がかかる資料というのをぜひ示してもらえればなと思うのですが、ここをお願いしたいと思います。

それと、株式会社となっているのですが、結局わからないものですから、ここで答えられる部分はぜひ答えていただきたいのですが、資本金はどのくらいで、何を事業として現在やっているのか。会社の場所というのは、封書の中に住所がありましたけれども、どこにあって、役員、従業員はどうなっているのか。近年の収支というのはどういう形になっているのか。また、利益を生み出している株式会社なのかどうか。あと、今回出資したお金がきちんと改修できるという見込みがあるのかどうか。こういうことも含めて答えられる部分は答えていただければなというふうに思います。こういう情報がないままで、この80万円の出

資金、賛成だということには端的に言えないなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

12ページのほうですが、先ほど同僚議員が聞いたもので、これについては取り下げさせていただきたいと思います。

以上、3点ですが、よろしくお願いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

まず、マイナンバー制度の収支状況というふうなことでございます。今回の補正にかかわる額を合算いたしますと、議員お見込みのとおり、1億円近くの支出に対し、国から4,400万円ということになります。さらに、正確を期して申し上げますと、マイナンバー制度対応事業に関する平成27年度分の国からの補助金は当初予算にも計上しておりますことから、それを合算いたしますと、むつ市の事業費といたしまして1億1,328万円の支出に対し、国からの補助金は5,081万円となります。補助金につきましては、総務省及び厚生労働省とともに自治体の人口規模とシステムの類型別に補助金の上限額が決まっているものでございます。さらに、普通交付税及び特別交付税の措置も予定されておりますが、その部分の詳細についてはまだ未定という状況でございます。

それから、2点目のお尋ねの原子力広報調査対策事業費の136万5,000円というのとは何かというふうなことでございますけれども、県から交付されます中間貯蔵施設、東通及び大間原子力発電所に係る広報調査等対策交付金を財源とする中間貯蔵施設や原子力発電所等に関する知識の普及を図るための経費で、当初見込みより交付金が増額交付となったことから、事業費136万5,000円を増額するものでございます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 田名部まちづくり株式会

社についてのお尋ねにお答えします。

まず、まちづくり会社とはどのような活動を行う会社であるかと申しますと、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であるとされており、この趣旨に沿って設立されました田名部まちづくり株式会社の実体等につきましては、登記事項証明書に記載されておりますが、その内容を含めてご説明いたします。

市では、中心市街地田名部地区において、病院、商業施設等の既存ストックが集積する田名部駅通り商店街及びその周辺を田名部まちなかとして、平成23年度から民間主導によるまちづくりのためにエリアマネジメント支援事業を実施し、地区住民の皆様とともに都市環境の改善、にぎわいづくりといった点で検討を重ねてきたところであります。このような中、田名部まちづくり株式会社は、民間主導のまちづくりの主体者として、地元企業や金融機関等多数の出資者によって田名部駅通り商店街を中心に地域の核となる町並みづくり、まちづくりを目指すことを目的として、平成25年6月に設立されたところであります。このたび事業を支援するために出資する田名部まちづくり株式会社についてであります。資本金が1,420万円となっており、同社の事業として計画しているのは、JRバス東北、田名部駅に隣接する旧朝日生命建物の改修整備、また核店舗整備事業として旧ジョルノ跡地でのテナントビルの建設、さらに松木屋、下北交通バスターミナル敷地の活用としており、それらの事業実施に向けて現在取り組んでいるところであります。

会社の所在地であります。むつ市小川町2丁目11番4号、むつ市商工会館内に会社を設置しております。また、田名部町7番1号の空きテナントを活用し、事務所を開設しているところであります。

役員につきましては、取締役が14名、監査役3名で組織され、従業員につきましては事務員1名、パートが2名となっております。

近年の収支といたしましては、平成26年度決算においては、資本金1,420万円の中から旧朝日生命建物の取得や事務経費として支出している状況であり、将来的には事業実施後のテナント料の収入等を見込んでいるところであります。

このたびの出資金につきましては、株主となりますので、同社において余剰金が発生しますと配当金が発生することになりますが、何よりも出資金に対しての効果につきましては、田名部まちづくり株式会社が都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人として位置づけることが可能となり、公的なまちづくり団体となることで事業実施の円滑化が見込まれること、また都市開発を支援することでコンパクトシティ構想における都市拠点の強化、また雇用の創出などにつながるものであるため、出資金額以上の効果が見込めるものと考えております。

また、むつ市議会第222回定例会において田名部まちなか団地の建設用地の取得について附帯決議として、事業の趣旨には賛同する、早期に具体的な事業計画を策定することを強く要望するとされたところであります。まちなか団地事業の計画策定を確かなものにしていくためには、田名部まちづくり株式会社の事業計画が実行されていく必要があり、これを支援していくための出資と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 最初のマイナンバー制度の収支のほうであります。結果としてむつ市が大体6,000万円前後負担するということになって、これからの交付のことはまだわからないということでありましたので、これ国のほうの施策なのですよ。その施策をこっちがやったのに国が全額負

担してくれないというのは、私はやはりおかしいなど。国がこれやりなさいと強制的に指示してというか、そういうもので地元負担が生じるという、こういう事業は私はいかがなものかなというふうに思うので、そこら辺のやりとりというのはあったのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

いろいろメリットもありましたけれども、何もこれ今すぐやらなくてはいけないという、そういう問題では私はないと思います。それなのに地元負担がこんなに、6,000万円もこういうのをやるのに負担するというのはやっぱりいかがなものかと思しますので、そこら辺のやりとりはあったのかどうかというのをお聞きしたい。

それと、あと原子力広報のやつは、どういうことをこれでまたやるのかというのまでちょっと教えていただければなと思います。

それと、田名部まちづくり株式会社のほうですが、平成25年度に立ち上げたばかりだというふうなことでありますが、そういう意味ではまだ今のところは全然収支のほうは不明だというふうな形の理解でよろしいでしょうか。資本金が一千四百何万何がしがあって、それを今投資している段階で、平成26年度末までの収支というのは、結局何も収入はないというふうな形に今のところはなっているという理解でよろしいか。そこのところ、もし数字がわかるのであれば教えていただければなと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私のほうからは、マイナンバー制度についてのお答えをさせていただいて、原子力広報とまちづくり会社については担当部長からご説明させていただきたいと思います。

このマイナンバー制度、地元の負担分が、これが大きくなっているというのは議員ご指摘のとおり

りでございます。ただ、今後普通交付税と、それから特別交付税の措置が予定されているというふうなことも聞いておりますし、我々全国市長会としては、平成25年度から繰り返しこのことについては原則として全額を国費、国において適切に措置することということを要望しているという状況でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 原子力広報調査対策事業費の136万5,000円はどのような形で使うのかというお尋ねかと思えます。一般の市民を対象として、今東海第二発電所のほうへの施設見学を行っておりますけれども、それにプラスして群馬県のほうの高崎量子応用研究所や茨城県の那珂核融合研究所などの視察をさらに行いたいと考えておりますし、大間原子力発電所のほうへは高校生を対象に施設見学6回分を見ておりましたが、市内全高校を対象にするため、8回にするための費用として充てる所存でございます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 田名部まちづくり株式会社の収支についてであります。今のところ収入はございませんので、収支につきましては、今はプラスというふうになってございます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 原子力対策事業のほうであります。私は再三言っておりますが、ぜひとも福島原発事故があった部分も、これから視察という形で取り入れていただければなというふうに思うのですが、そこのところはどういうふうに考えているかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 議員のほうから何回も福島第一原子力発電所の状況視察というふうな

お話は伺っておりました。こちらのほうとしても、福島のほうに問い合わせ等しまして、今現在福島第一原子力発電所への視察というのは特定の団体に限られていて、一般の方の受け入れはお断りしている状況にあると伺ってございます。

また、現在福島第一原子力発電所の周辺が避難指示区域となって一般人の立ち入りも制限されていることから、高校生等を含む一般の方の視察は現時点では難しいものと考えておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 私のほうからも、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度についてお伺いしたいと思います。ただ、前段でたくさんの議員がお話をしておりますので、重複しないようにお聞きしたいと思います。

これ間近に迫っているのですが、なかなかその内容がわからないということで、まずは制度により何が変わるのかなど。市民もそうですけれども、自治体のほうの事務についても何が変わるのかなどをまずお聞きしたいと思います。

あと今回の導入に当たりましては、ただいまの答弁でもありましたとおり、事業費として1億1,000万円強かかると。初期投資費用が非常に多額だなというふうに感じておりますが、来年度以降運用するに当たって、その運用のほうの費用というのはどれくらいかかるものなのでしょうか、2つお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） マイナンバー制度により何が変わるのかということでございますけれども、具体的なことを申し上げたいと思っております。

マイナンバー制度の実質的な運用、情報の連携ということは、平成29年7月から開始されるわけ

ですけれども、それ以降、例えば市民の皆さんが市のほうへ児童手当等の所得とか税額により制限がある社会保障関係の給付を申請する場合、これまで受給資格を証明するために源泉徴収票とか納税証明書、所得証明書等の提出が必要とされて、これらの資料を紙ベースで税務署とか市のほかの課とか、自分の会社の給与担当等から入手して提出する必要があったわけでございますけれども、情報連携が始まれば、申請者は市の窓口で申請して、その添付書類が必要なくなるということになります。自治体側としては、窓口で一度説明して、添付書類を持ってきてくださいということで、もう一度来庁願う必要があった場合もあるわけですが、それが一度で完結に手続きが終了することで、事務効率がよくなると、そういうふうなことも言えるかと思っております。

それから、2点目の来年度以降の費用はどれくらいかというふうなことでございます。マイナンバー制度開始後は、システムの運用に伴うふぐあい解消や情報連携等のテストに要する費用などが考えられるものの、システムの仕様が明確になっていない部分もあることから、現時点での費用の積算はできない状況ですので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今具体的な説明をいただいたのですが、これまでですと、それぞれの管轄でそれぞれの情報を持っていたということで、ばらばらに管理されていたということになるのかと思うのですが、そうしますと、この制度によりそれが一括化されて、事務にしても、費用にしても、今までかかったような手間や費用が低減されるというふうな考え方を持っていいのかということと、あとこれまでですと住基ネットというのがありましたけれども、ちょっとこの違いもよくわからないのですけれども、このマイナンバー制度が確実

に運用されていくと、この住基ネットというふうなのは将来的にはどうなっていくのでしょうか。

あと、やはり前の議論でもありましたが、セキュリティの問題がやはり一番心配な点だとは思いますが、要はこの番号を使っていろんなところで情報のやりとりがされるということになっていくかと思うのですが、そうなったときに、例えば自分の番号がいつ、誰が、どのような理由で使ったかというふうなことを確かめるすべみたいなものはあるのでしょうか。

以上、3つお願いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） このマイナンバー制度の導入によってデータが一括化されて、その手間が省けるようになるのかというふうな意味合いのお尋ねでした。個々の制度的なその情報というのは、それぞれ今まで端末のサーバーで蓄えていたわけですし、それはそのままの情報として残ることになります。ただし、その端末の情報に、制度ごとの情報に、この個人ナンバーを入れる部分加わるわけですので、担当者が申請を受けて、それでほかの情報を個人番号を入力することによって、税情報とか福祉の情報を確認できるという状況になるわけです。そういう意味で、効率的な事務ができるようになって、添付書類とかも省ける部分が出てくると、そういうふうな意味でございます。

2点目の住基ネットの関係は、担当課長のほうから申し上げます。

それから、セキュリティということで、自分がどういうふうな利用をしたのかということを確認できるようなことがあるのかというふうな意味合いかと思えますけれども、このマイナンバー制度についても、マイナポータル制というのがございまして、自分のパソコンで個人番号を入力したり、またはそれを使うことによってどういうふうな申

請事務に使ったかとか、そういうふうなところを一覧的に表示できるような形になっているとお聞きしております。

○議長（山本留義） 総合情報課長。

○総務政策部副理事総合情報課長（瀬川英之） お答えします。

住基ネットとの関連ですけれども、番号制度が平成28年1月に個人番号カード等の交付が開始されますと、その時点で住基カードの新規発行は行わないというふうにされております。ことしの12月以前に発行された住基カードにつきましては、有効期間内は引き続き利用できるというふうになっております。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そのセキュリティの関係で、マイナポータルとかというふうなお話しされましたけれども、自分でその番号を使って情報のやりとりをしたというのは、それはいいと思うのです。ではなくて、自分以外の効率化ということで、ほかの人がその番号を使って情報をやりとりするという場面もあるわけですね。なければ、話はそこで終わるのですけれども。また、あるのだろうかということ、そういうふうなので、あれ、これ何のために使ったのかなというふうな疑問を持ったときには確かめることができるという理解でいいのですか。

○議長（山本留義） 総合情報課長。

○総務政策部副理事総合情報課長（瀬川英之） 現在確認しているところでありますと、先ほど名称が出ました地方公共団体情報システム機構、マイナポータルの運営機関のほうに照会をするということになると思います。

以上です。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第48号 平成27年度むつ市一般会計補正予算に対し、討論を行います。

本案には、来年1月から運用する国民一人一人の個人情報を一元化してカード化する事務委託事業費が含まれています。今月1日に発覚した日本年金機構125万人分の年金個人情報に加え、東京商工会議所会員の個人情報1万2,000件が流出した可能性があることが報道されています。このうえさらに番号の利用範囲がデリケートな医療や資産情報へと広がることで深刻な被害の拡大につながる危険が拡大しつつあります。

国民一人一人に社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーという12桁の個人番号をつけ一元化する共通番号制度を来年1月から運用開始をしております。政府は、制度導入による効率化を理由としています。しかし、一元化した個人情報は、一旦流出したら決してもとにもどることはないとされています。悪用されたら、その被害の大きさと深刻さが効率化の名目をもって推しはかれるものではありません。ことし10月からの番

号通知、来年1月からの運用を中止し、番号制度の一元化の再検討と国民的議論を行うべきであることを強調して反対討論といたします。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第48号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第49号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 1点だけお願いいたします。

この中には、地域包括支援システム改修業務委託465万3,000円、これもマイナンバー制度絡みであります。これに対してこの補正予算を見ると、国から300万円ほどが補助で、結局むつ市の負担が156万円というふうになっているということでよろしいかどうか。

先ほどの前議案のやりとりで総務政策部長のほうから、平成27年度の総額というののお話があっ

たのですが、1億1,328万円のマイナンバー関連で支出があって、国からは5,081万円が来ているだけだというふうな、この大枠の中に議案第49号の465万3,000円というの、この1億1,328万円の支出の中に入ったものかどうかというのちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目であります。地域包括支援システム改修委託費のうち156万円はむつ市の負担かとお尋ねですが、市の負担としたしましては、その156万円のうち、一般会計繰入金として計上させていただいております58万1,000円となります。残り97万9,000円につきましては、介護保険特別会計で負担する財源となりますので、その財源を基金に求め繰り入れしているところであります。

また、お尋ねの2点目ですが、この465万3,000円が先ほど答弁いたしました金額に含まれているのかということでございますが、それにつきましては含まれていないところあります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ちょっと2点目のところで確認させていただきますが、ということは、介護関係では、もうこれのシステム改修というのは全部終わりということよろしいでしょうか。そこのところだけ確認。結局私は、総務政策部長が言った1億1,328万円というのは、介護も医療も国保も全部含めたものの総額の金額かなというふうなちょっとお聞きしたのですが、ということは、総務政策部長が言った1億1,328万円以外でも、介護だとかそれ以外の事業で支出があるという理解でよろしいか。介護の部分のこれは議案ですから、介護の部分はこれ以上の支出がないのかどうかと

いうので、ひとつ再質疑させていただきます。もし総務政策部長のほうから総枠、結局1億1,328万円以外にも、それ以外に何か改修する支出がこのマイナンバー関係であるのかどうかというのを、総枠でちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） それぞれの制度のシステム関係のお話と伺いました。このマイナンバー制度を導入することによりまして、総合情報課にサーバー室がございまして、そこに抱えてある住基ネットとかも含む大きなデータのサーバー、そちらのほうを直す費用が第2款の経営改善費のほうに盛られている、または情報管理費のほうに盛られている委託料の部分となります。

それで、それぞれの制度に応じてそれぞれの課もクライアントとなる端末の機器を抱えているわけございまして、そちらのほうのシステムを改修するための費用が、今介護保険の関係では地域包括支援システムの改修費を盛ったのが、介護のほうに今盛られている歳出部分というふうにお考えいただければと思うのですけれども。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そうすると、このマイナンバー絡みでは、今総務政策部長が言った1億1,328万円と今回の介護のこの支出で、もう全部というふうに理解してよろしいでしょうか。まだこれ以外でもあるのかどうかというのをちょっと最後確認させていただきます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） それぞれのシステムを改修していく部分の費用というのは、これで一旦終わりはこちらのほうでは考えております。ただ、来年度以降に関しては、その保守点検とかそういうふうな部分がまた出てきますので、そういうところでの費用はかかっていくものと。まだそこは、システムの仕様とかそういう部分がありま

すので、積算はしていないのですけれども、かかってくるものと考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、関連してお尋ねいたします。

今回補正では地域包括支援システム業務改修委託ということで補正組まれていましたけれども、この介護事業というのが59億9,900万円、約60億円、そしてもしもお金に印がないとするならば、市税58億5,000万円に匹敵するだけの事業でございますので、このシステムでこの中を管理していくと思っておりますけれども、現在この保険利用者の数、要介護保険利用者の数と1人当たりの年間の金額、要支援利用者の数と1人当たりの支払い対象金額、そして支払い対象事業者の数をお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

介護保険利用者の数と1年間の1人の平均保険給付費のお尋ねでありました。要介護1から5の介護認定を受けていて介護保険サービスを利用している人数は、65歳以上の方で1万7,309人のうち、平成27年3月末現在で2,384人です。1人当たりで給付費を割り返しますと、約224万円ということになります。

また、要支援の方につきましては599人おまして、これを1人当たりになりますと47万5,478円となります。

支払い事業者の方は何事業者かとお尋ねでありました。現在のところ、居宅サービス、施設サービス合わせて支払い事業者数は93事業者となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） それで、今回はシステムの改修ということですが、この改修することによって、こういった介護に対するメリットというか、情報というようなものが生ずるとお考えですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 今回の改修は、マイナンバー制度導入に係る改修でございます。このマイナンバー制度導入によりまして、介護支援の包括支援システムにつきましては、今後医療、あるいは健康情報などと連携を図っていく予定となっております。こうした情報を得て、高齢者の方がいつまでも健康で元気で暮らしていただけるように、いろんな介護予防施策を講じていくためのデータ収集のためのシステム改修と理解してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第50号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第50号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立脇野沢小学校建設工事に係る工事請負契約を締結するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第51号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第51号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第3分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第52号

○議長(山本留義) 次は、日程第11 議案第52号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第7号

○議長(山本留義) 次は、日程第12 報告第7号 平成26年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 報告第7号 平成26年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑いたします。

まず、予算の年度内処理の原則ということからいうと、このたび26本、総額で約1億4,400万円の事業が繰り越しされたというふうな報告であります。国の補正予算が出るのがすごく遅くて、ここ数年こういう繰越明許が発生するパターンが多くなっていますが、このたび26本のこの事業について繰り越すことになった理由をお知らせ願いたいと思います。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(花山俊春) 26本の事業の繰り越し理由ということでございますけれども、それぞれの担当部署に款項目順に分かれておりますので、私のほうからは、まず総務政策部が所管いたします事業に係る繰越明許費についてご説明いたします。

議案書の20ページになりますけれども、むつ市総合戦略策定事業から、22ページ、上から3本目のむつ市キッズパーク運営事業までの14事業につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型に係るものでありまして、いずれも国の交付決定が本年3月であったことから、平成26年度中の事業完了が困難であり、繰り越ししたものであります。

次の住民情報システム整備事業は、人事給与システムの年金一元化対応業務でありまして、平成27年1月時点で制度のシステム仕様詳細が明確になっておらず、平成26年度中の事業完了が困難となったことから繰り越したものであります。

次の、社会保障・税番号制度対応事業は、マイナンバー制度に対応するための既存システムの改修業務でありまして、平成26年12月時点で制度のシステム仕様が明確になっておらず、平成26年度中の事業完了が困難となったことから繰り越したものであります。

次に、24ページに飛びまして、最後の要援護者等屋内退避施設確保事業、これは本年2月に成立した国の補正予算の一つである原子力発電所周辺地域における防災対策の充実強化により奥内小学校に放射線防護対策を講ずるものであります。調査設計、工事等に期間を要しますことから、平成27年度に繰り越したものであります。

- 議長（山本留義） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（畑中秀樹） それでは、繰越明許となった事業のうち、保健福祉部所管の事業についてご説明いたします。

議案書22ページに戻っていただきまして、むつ市民間保育所施設整備助成事業であります。この事業はむつ市保育再編計画に基づき、民間保育所施設整備補助金を活用し建設を進めていた2社会福祉法人の園舎完成が当初計画の3月よりおくれたことから、平成27年度へ繰り越しすることになったものであります。

- 議長（山本留義） 経済部長。
- 経済部長（高橋 聖） 続きまして、経済部が所管いたします5事業についてご説明申し上げます。22ページとなります。

第6農林水産業費、第2項畜産業費の生産総合対策事業は、鶏舎建設に係る補助金で、全国的な資材不足から必要な鋼材の納入が間に合わず、繰

り越したものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費、第4項水産業費のうち浜奥内漁港の港整備交付金事業は泊地の浚渫工事を行うもので、養殖ホタテの出荷作業の最盛期と重複しないよう施行するため繰り越したものでございます。

次に、浜奥内漁港の漁港施設機能強化事業は、荷捌所前面の物揚場を耐震、耐津波化する工事で、当初予算分と補正予算分があります。当初予算分については、港整備交付金事業と同様、養殖ホタテの出荷作業の最盛期に配慮したことによるもので、補正予算分につきましては事業効果の早期発現を図るべくむつ市議会第223回定例会におきまして補正予算を計上し、繰り越したものでございます。

次に、関根漁港の漁村再生交付金事業は用地を確保する工事で、事業初年度に当たるため、全体事業計画における工事断面等の協議に期間を要したことから繰り越したものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、プレミアム付き商品券発行支援事業につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型に係るものであります。国の交付決定が本年3月であったことから、平成26年度中の事業完了が困難であり繰り越したものでございます。

以上でございます。

- 議長（山本留義） 建設部長。
- 建設部長（吉田 正） 建設部所管に係る繰越明許についてご説明いたします。

繰越計算書の22ページ、23ページの道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業であります大瀬橋補修工事に係るもので、橋りょう内部の鉄筋腐食の進行を抑制させるため、内部に電気を流す電気防食という工法での施工において、鉄筋を覆うコ

ンクリートの厚さが不足している箇所が多数あり、電気線の設置に鉄筋が支障となることが判明し、これに対処する工法の検討と作業に時間を要したためやむを得ず繰り越したものであります。

次の都市計画費、北の防人大湊地区整備事業につきましては、石造建造物である旧文化財収蔵庫の耐震化が必要となったことから、むつ市旧文化財収蔵庫耐震診断改修設計検討委員会を設置し、耐震工法について検討を重ねてまいりましたが、調査検討に時間を要し、耐震化に係る設計が年度末となったことから繰り越したものであります。

次に、24ページ、25ページの都市計画費、横迎町中央2号線整備事業につきましては、用地の境界確定に時間を要したことに伴い、登記事務が年度内に完了できなかったため繰り越したものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 繰り越すのは法的にも認められていますし、仕方がないことだと思いますが、国の補正予算がおくれて事業ができなかったもの以外、手をつけていながら完了できないので繰り越してしまったという事業については、やはり委託された業者さん、または工事を落札した業者さん、つまり仕事をしていながら、その対価をもらえないというふうなことがあったとすると、それは地域に与える影響が大きいということで、やはり繰越明許をできるだけ少なくする方法を、対策を考えないとだめだというふうに思っていますが、前も同じような話をしました。繰越明許多過ぎるということは、やはりその事業について行政の責任もあるのではないかとというふうな話もしていますが、そここのところの考え方を市長からお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

予算は、年度内にしっかり執行するということですが予算単年度主義という中でも私は原則だというふうに理解しておりますので、できるだけ繰越明許ということが、これは法律に認められていることではありますけれども、ないようにしなければいけないということであるというふうに私自身も認識しているところであります。

今回、26事業のうち大半は年度末までに国の補助金の関係で執行できないものであったということをやむを得ない部分はあるものの、中には市の事業の中で繰り越しせざるを得なかった部分もあるということでございますので、そういったところの反省を踏まえて、来年以降もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第8号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 報告第8号 平成26年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 報告第7号と、ある意味共通する考え方ではありますが、報告第8号は、事故により繰り越しをしなければならなくなったというふうな事業2件であります。1件は、天候不順によるというふうな理由がついていますが、もう一件は河川管理者の許可決定がおくれたことにより

事業遂行に支障が生じたということで、一部支払って、一部払わないというふうな内容であります。この理由についてお知らせください。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） お答えいたします。

今お尋ねのありましたのは、大畑町沿岸漁業振興対策事業費補助金のことかと思えます。これについては、事業主体であります大畑町漁業協同組合では、同組合発注の漁網洗浄施設建設工事が、これ一部河川区域にかかりまして、そのために県に許可申請を提出しておりましたが、事務的な調整に予想外の時間がかかって、その結果許可決定がおくれて年度内に完成できなかったものでございます。

支払った分と支払わない分でございますが、これ前払い金分の補助金を支払ったものでございます。残りの補助金を繰り越したということでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 理由はわかりました。許可の決定ということで、県のほうの許可がおくれたということの話であります。例えば許可がおくれそうだとか、県の許可がおけるのがいつも遅いかというのは、ふだんの仕事の状況からわかるはずで、それを対策もしないで、結局年度内に終わらせることができなかつたというふうなことは、例えば県の事情がそうであつてこういうことになつたのか、それとも委託を受けた業者が許可を出すのがおくれてこういうふうになつたのか、どちらなのかをお知らせ願います。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） お答えいたします。

この事業は、あくまでも大畑町漁業協同組合が

事業主体の事業でございます。端的に申しますと、大畑町漁業協同組合が出した書類の問題です。それが原因と考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 事業者の組合さんのことでおくれたということの話であります。行政側の指導、そういうふうにならないようにとかという対策はどのように立てますか。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） この事業につきましては、構造的な問題、さらには技術的なさまざまな問題がございましたので、事前協議というのをしておりました。これについては、大畑庁舎の産業建設課のほうで協議、同行して、ここで基本的にはもうクリアしたものでございます。その後の、簡単とは申しませんが、事務的な手続については、はっきり申し上げまして漁協さんにお任せしたというところでございます。ただ、今考えますと、これは最後までしっかり、どこまで関与していいのかというのは一つ問題でもございますが、しっかり最後まで見届けることも必要だったのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第9号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 報告第9号

平成26年度むつ市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 報告第9号について質疑をさせていただきます。

これも前の議案の報告第8号と似ていますが、仕事はしたのだけれども、事故によってお金を支払われなかったというふうなことであります。説明によると、緑町地区における下水道管渠工事において堆積物が除去できないと。その除去するために日数を要したというふうな理由でありました。新聞報道にも一部出たような気がします、何でこういうことになったのかの理由をまず説明願います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） 齊藤孝昭議員のお尋ねにお答えいたします。

事故繰り越しに至った具体的な理由でございますけれども、緑町の下水道管渠布設工事の最終段階で、マンホールを安定させるために外周にモルタルを充填させる作業の際に、下水道管とマンホールの接続部分のシーリングが破損し、充填したモルタルがマンホール内及び下水道管内に流入して堆積したものであります。業者は、当初流入したモルタルは少量だと想定いたしまして、マンホール内と下水道管内のモルタルの除去作業を進めておりましたが、管内カメラで確認した結果、想定を超えた多量のモルタルが流入していることが判明したために、その除去のための工法の選定や機材の手配、それとモルタル除去後の管内の補修に時間を要したということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） このことについては、工事完了した後は、当然行政側の検査が入ると思います。

その検査をしたときに気がついたということでしたか。検査のときに気がついたと……失礼しました。検査のときに確認した後に、その修繕工事または改修工事をする年度内に終わっていたのか、それともその時期が余りにも直近で間に合わなかったのか。その契約、どういう契約でその工事が行われていたのかということもちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） まず、3月27日の検査終わってすぐ工事命令を出しておれば間に合ったのかということでございますけれども、27日の検査を終わってすぐに補修命令は出しております。ただ、機械が、市内の機械ではちょっと対応できなかったということで、宮城県のほうから大きな機械を運んできて、それで除去したという形になってございますので、ちょっと時間を要したというような形になっております。

それと、どのような契約をしたかということでございますけれども、工事自体は指名競争入札で行っておりまして、工期は平成26年12月3日から平成27年3月25日までということで、工事請負代金5,486万4,000円ということで工事のほうを締結しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 新聞報道によりますと、国庫補助金ということで、工事が完了しない場合、返還しないとだめだというふうな内容の報道がされておりました。それは事実なのかどうか。そして、本当に返還しないとだめだということになると、どれぐらいの返還金が与えられるのか、行政に対して。今回工事が完了しなかったということで、未済額が約3,300万円出ていますが、この処理はどのようなふうにするのか説明をお願いします。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） まず、どのくらいの返還額になるかということでございますが、まだ県を通して国と協議中でございますが、そちらのほうにつきましてはまだ決定しておりません。

それと、未済額のほうの処理でございますが、5月7日に再検査をしております、5月7日完成していると認められましたので、それにつきましては約款に従いまして、遅延利息を相殺した金額をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

報告第9号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第10号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 報告第10号 平成26年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

報告第10号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第11号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 報告第11号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

報告第11号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第12号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市市民協働まちづくり会議条例及びむつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例

について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第14号

○議長(山本留義) 次は、日程第19 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第15号

○議長(山本留義) 次は、日程第20 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第16号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第17号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第18号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 2点ほどお願いいたします。

320円から370円に引き上げをされるこの施設はどこの施設であるかということと、この50円引き上げをされる市民への影響というのをお聞きしたいと思います。例えば年間市民の負担が幾らになるか、そういうところも含めてよろしく願いいたします。

○議長(山本留義) 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長(坂井 隆) お答えいたします。

当該施設は、大畑地区にあります大畑診療所に併設されております介護老人保健施設やげんのこととでございます。この320円から50円上がって370円になるということで、これはいわゆる多床室という、部屋が9つあるのですけれども、ベッドが3つある部屋が9つあって、そちらのほうの過去3年間の平均利用者数が9,300人でございま

す。今年度もし同様の利用があった場合、その人数に50円ふえるわけでございますので、46万5,000円の利用料の増加ということになります。

以上です。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第19号

○議長(山本留義) 次は、日程第24 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 1点ほどよろしく願いします。

9ページの収入のほうであります。地方交付税、これが2億7,538万5,000円がマイナスで補正をされているということですから、これだけ交付税が来なくなるということですので、私としては大変な金額だなと思うのですが、市としてはこのぐらいの減額というのは大体予想していた範囲内なのかどうかというのをよろしく願いいたします。

○議長(山本留義) 財務部長。

○財務部長(石野 了) 地方交付税2億7,538万5,000円マイナスの要因及びこのマイナスは予想の範囲内かについてお答えいたします。まず、普

通交付税 1 億 6,456 万 2,000 円、この減額につきましては、基準財政収入額の増によるものでありまして、主にエネルギー関連企業の償却資産に係る固定資産税が増額となったことから、相当分が減額となっております。

次に、特別交付税 1 億 1,082 万 3,000 円の減額につきましては、特別交付税は普通交付税で措置されない個別緊急の財政事情に対する財源不足額に対して財政力等を勘案して交付されるものでありますが、普通交付税のように明確な算定基準が定められていない項目が多いことなどから、平成 26 年度予算編成時におきましては、平成 24 年度の確定額と地方財政計画の伸び率を参考に予算措置したところでありますが、1 億円を超える減額となり、冬期間における除排雪経費が例年より少ない経費で済んだものの、今後の財政運営においては大変厳しい結果であったと認識しております。

以上です。

○議長（山本留義） 2 番。

○2 番（横垣成年） ということは、最初のほうの普通交付税 1 億 6,400 万何がしかは法人税、固定資産税のほうがそれなりに入ったので、その分が減額になったから。答弁の内容を聞く限り、プラス・マイナス・ゼロだというふうなイメージで捉えていいのかどうか。

あと特別交付税の 1 億 1,000 万円のほうは予想外の減額だったというふうな理解でいいのどうかということと、あとそれこそ予想外の 1 億円の減額があったので、この補正予算ではプラ・マイ・ゼロ、支出、収入プラ・マイ・ゼロという形ではおさまっておりますが、やはりこの減額分をそれなりに補填するにはそれなりの苦労があったかどうかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

普通交付税につきましては、横垣議員おっしゃるとおり、固定資産税がふえたということにより、その分が普通交付税でマイナスになったと。

2 点目の特別交付税につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、特別交付税に算定されております除排雪経費、この分が今年度については経費が少額であったと、例年より。この分も減額のほうに影響しているのではないかというふうに考えております。ただ、平成 27 年度以降については、雪の状況にもよりますけれども、恐らく平成 26 年度ベースでの特別交付税額となつて、それに雪の除排雪経費の状況及びその他の状況で加減されるべきものというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 19 号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第 19 号は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よつて、報告第 19 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よつて、報告第 19 号は承認することに決定いたしました。

た。

◇報告第20号

○議長（山本留義） 次は、日程第25 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第21号

○議長（山本留義） 次は、日程第26 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第22号

○議長（山本留義） 次は、日程第27 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第23号

○議長（山本留義） 次は、日程第28 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第24号

○議長（山本留義） 次は、日程第29 報告第24号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第25号

○議長(山本留義) 次は、日程第30 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番浅利竹二郎議員。

○14番(浅利竹二郎) 本案は、前年度繰上充用金が7億三千何がしかの件に承認を求めるということになっているのですけれども、平成25年度に7億6,262万3,000円の赤字、累積赤字ということで一般会計から対応するということになっております。それで、平成26年度からの現状、どういうふうな現状になっているのか、それとあと以降の見通しについてお尋ねいたします。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(柳谷孝志) 浅利議員のお尋ねにお答えします。

国保会計の現状と今後の見通しということでご

ざいます。平成26年度国保会計の現状としましては、平成25年度に策定された国保財政健全化指針に基づき累積赤字の解消に向けた一般会計による財政健全化支援、税率改正による収入の確保を図り、さらには高額な医療費を伴う被保険者の減少などにより約3,000万円赤字額が圧縮されましたが、繰上充用金として平成27年度補正予算に7億3,019万円計上しており、依然として厳しい財政運営を強いられております。

今後の見通しとしましては、国保税の収入確保と医療費適正化をなお一層推し進め、医療保険制度改革による保険者支援制度の拡充も加えた平成27年度の決算見込みや平成28年度以降の動向などを考慮しつつ見定めたいと考えております。

なお、諮問、答申された2回目の国保税の税率改正を含めた具体的見通しにつきましては、もう少し時間が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 14番。

○14番(浅利竹二郎) 平成30年度から保険者が県のほうに移行になるというようなことになっておりますけれども、その時点での赤字の処分はどのようなことになるのでしょうか。県にそのまま持ち越すのか、市のほうに残るのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(柳谷孝志) 平成30年度から予定している保険者の県移行に伴って赤字分の処理はどうかというお尋ねでございます。国民皆保険制度を維持していくための医療保険制度改革法案が成立し、平成30年度から役割分担を明確にしつつ県と共同で保険者を運営していくこととなります。今後国では、保険者を担う都道府県、市町村と具体的な協議を行うということでありまして、制度の中身については今後徐々に明らかになっていくものと考えておりますが、現時点では赤

字分の処理については明らかになっておりません。

しかしながら、現在むつ市国保会計で抱える累積赤字が県移行に伴って解消されるとは考えにくく、都道府県に移行した後もむつ市の責任で解消することになるものと考えております。

今後協議の動向を注視しながら、適切な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。ただし、国保会計、赤字体質になっていることは間違いないことなので、赤字の解消をするためには具体的に今何か市民に対して推進しているようなこととか、そういうことはありますでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 国保会計の赤字解消施策を施しているかというお尋ねでございます。国保会計の赤字解消には、収入の確保と医療費の抑制、この2つの両輪が機能してこそ達成できるものと考えております。収入の確保という点においては、口座振替の推進、納税組合の加入促進を初め納付環境の整備に重点を置き、継続して研究検討してまいりたいと考えております。

医療費の抑制策の面では、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健診無料化を初めとした検診実施率のための対策を講じてまいったところでありますが、平成27年度からはそれらに加え、市民の健康、ひいては本市が健康で元気なまちとなるよう健康マイレージ事業を実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月19日は常任委員会のため、また6月22日から25日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明6月19日は常任委員会のため、また6月22日から25日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月20日及び21日は休日のため休会とし、6月26日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時09分 散会